SHARP

シャープ株式会社

証券コード 6753

第123期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

日時

平成29年6月20日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前8時45分）

場所

堺市堺区匠町１番地
当社　多目的ホール
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

招集ご通知 …… 1
定時株主総会参考書類 …… 5
種類株主総会参考書類 …… 23
【添付書類】
事業報告 …… 24
連結計算書類 …… 33
計算書類 …… 37
監査報告 …… 41

○ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
○ご出席の株主様が多数の場合、当社の別室にご案内させていただくことがあります。ご理解ください。
○ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。議決権を保有する株主様であることが確認できない場合は、ご入場をお断りさせていただくこととなります。

【ご注意】会場について
○会場が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。
○会場には駐車場をご用意しておりません。お車でのご来場は固くお断りいたします。株主様専用バス又は公共交通機関をご利用ください。
○株主様専用バスは、南海本線堺駅にて、午前８時15分乗車開始、同30分運行開始予定です（順次運行）。
ただし、バスの乗降や交通事情、受付等での混雑により開会に間に合わない場合であっても、責任は負いかねますので、余裕をもってご参集くださいますようお願いいたします。
○詳しくは、本書末尾「会場ご案内図」及び「株主様専用バスのご案内」をご参照ください。

【ご連絡】経営説明会について（平成29年６月20日午後２時から当社多目的ホールで開催予定）
○株主総会と同日に株主様向けの経営説明会を開催いたします。株主総会は目的事項に関連する事項を取り扱うこととなりますので、これ以外の経営に関する事項に関しては経営説明会にご参加いただきますようお願いいたします。
○経営説明会のご参加者は、平成29年３月31日時点で議決権を保有する株主様に限らせていただきます。
○ご来場の方法については、本書末尾「会場ご案内図」及び「株主様専用バスのご案内」をご参照ください。
○株主総会終了後、経営説明会までの間、開催場所にてご待機いただくことができます。ただし、現時点で飲食等の提供は予定しておらず、また、当社敷地内に株主様向けに飲食等を提供する施設はございません。

証券コード　6753
平成29年５月29日

株　主　各　位

堺市堺区匠町１番地
シャープ株式会社
取締役社長　戴　正　呉

第123期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。当社第123期定時株主総会及び普通株主様による種類株株主総会※を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

※定時株主総会に上程の「株式の併合」議案につき、会社法第322条第１項第２号により、普通株主様による種類株主総会においても決議いただく必要があることから、開催させていただくものです。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年６月19日（月曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

1.　日時・場所

平成29年６月20日（火曜日）午前10時　当社多目的ホール（堺市堺区匠町１番地）

2.　目的事項

〔第123期定時株主総会〕

報告事項　1.第123期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第123期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額及び内容決定の件
第７号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

〔普通株主様による種類株主総会〕

決議事項

議　　案　株式併合の件

3. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。

(2) インターネット等による方法で複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。

(3) 上記のほか、議決権の行使に関する事項は３頁から４頁をご参照ください。

4. ウェブサイトによる開示、修正について

(1) 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 参考書類「第１号議案 定款一部変更の件」の「２．新旧対照表」の一部

② 事業報告「5.会計監査人に関する事項」

③ 事業報告「6.業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）」

④ 事業報告「7.会社の支配に関する基本方針」

⑤ 連結計算書類「連結注記表」

⑥ 計算書類「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記①から⑥につき当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

以　上

○総会へのご参加につきましては、本書面表紙をご確認ください。

○決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成29年6月20日（火曜日）午前10時

書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

平成29年6月19日（月曜日）午後5時到着分まで

インターネットにより議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

※詳細については次頁をご参照ください。

なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

行使期限

平成29年6月19日（月曜日）午後5時まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

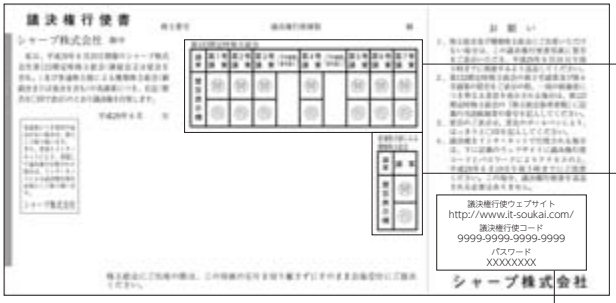

インターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第123期定時株主総会

第1号議案・第2号議案・第5号議案～第7号議案

賛成の場合 ―― 「賛」の欄に○印

否認する場合 ―― 「否」の欄に○印

第3号議案・第4号議案

全員賛成の場合 ―― 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 ―― 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 ―― 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

普通株主様による種類株主総会

議案

賛成の場合 ―― 「賛」の欄に○印

否認する場合 ―― 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

1）書面による議決権行使に代えて、パソコン又は携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の株主様は、同封の議決権行使書用紙右下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

当社指定のURL：http://www.it-soukai.com

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2）議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、本定時株主総会に関してのみ有効です。

3）インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使についてご不明な点は、株主名簿管理人 **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

1）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　0120-768-524（土日休日を除く　午前９時～午後９時）

2）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120-288-324（土日休日を除く　午前９時～午後５時）

以　上

第123期定時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由及び内容

次のとおり定款を変更することといたしたいと存じます。変更後の具体的規定については「２．新旧対照表」の「変更案」の欄に記載のとおりです。

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は現在監査役会設置会社でありますが、取締役会の監督機能強化及び意思決定の機動性向上を目的として、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに関連する規定を、次のとおり変更するものです。

・監査役及び監査役会に関する規定（現行第４条第２号及び第３号並びに第５章第27条から第35条）の削除
・監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の追加等（第18条から第25条及び第38条の変更、第５章28条から第30条の追加）

(2) 単元株式数の変更及び株式併合に伴う発行可能株式総数等の変更

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月１日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします（第８条）。また、第２号議案「株式併合の件」が承認可決され、発行可能株式総数が10億株に変更されると同時に、種類株式の発行可能種類株式総数を、普通株式につき10億株、Ｃ種種類株式につき1,136,363株と変更するものです（第６条）。

なお、これらに係る定款第６条及び第８条の変更（ただし、Ｂ種種類株式に関する規定の削除を除く）の効力発生日は平成29年10月１日といたします。

株式併合については、第２号議案「株式併合の件」をご参照ください。

(3) 取締役会を配当等の決定機関とする変更

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、配当等会社法第459条に定める事項を取締役会の決議をもって実施できるようにするものです（第35条第２項及び第３項の追加）。

(4) Ｂ種種類株式に関する規定の削除

Ｂ種種類株式については、昨年発行済株式の全部を取得し、消却していることから、その内容を規定した第６条の３を全文削除するとともに、Ｂ種種類株式に関して規定された箇所（第６条、第６条の２第６項、第７項並びに第１１項第１号及び第２号並びに第８条）につき必要な変更を行うものです。

(5) 株主総会議長の変更

株主総会の円滑化及び審議の充実を図るため、株主総会の議長の人選を柔軟に行い得るよう規定を変更するものです（第14条第１項）。

(6) 事業目的の追加等

IoTを始めとする当社事業の推進、新規事業の創出を図るため、事業目的として従来の農産物の製造等を拡大して食品の販売等に変更するとともに、金融商品取引に関する事業を追加するものです（第３条13号の変更及び同条第19号の追加）。

(7) その他

以上の変更に付随し、条数の変更及び附則の追加を行うものです。

2．新旧対照表

上記変更後の具体的規定については、下記「変更案」の欄のとおりです。

なお、現行定款との対照は、下記ほかインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/pdf/17all_kaiji.pdf)

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目　的） 第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～12.　（省　略） 13.　農産物の生産及び販売 14.　～18.　（省　略） （新　設） 19.　～21.　（省　略）	（目　的） 第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～12.　（現行どおり） 13.　食品の製造、加工、輸出入及び販売 14.　～18.　（現行どおり） 19.　金融商品取引に関する業務 20.　～22.　（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 ３．会計監査人
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、100億株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式　100億株 Ａ種種類株式　20万株 Ｂ種種類株式　2万5,000株 Ｃ種種類株式　1,136万3,636株	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、10億株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式　10億株 Ａ種種類株式　20万株 Ｃ種種類株式　113万6,363株
（Ａ種種類株式） 第６条の２　（省　略） ⑥金銭を対価とする取得請求権 １．金銭対価取得請求権 Ａ種種類株主は、平成33年７月１日以降、(a)償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第２項に定める分配可能額をいう。）から、(b)償還請求日において発行済	（Ａ種種類株式） 第６条の２　（現行どおり） ⑥金銭を対価とする取得請求権 １．金銭対価取得請求権 Ａ種種類株主は、平成33年７月１日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第２項に定める分配可能額をいい、以下、本条において「償還請求可能額」

現　行　定　款	変　更　案
の全てのＢ種種類株式（当会社が有するものを除く。）の数にＢ種残余財産分配額（次条第３項第１号に定義される。）を乗じた額を控除した額（以下、本条において「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月１日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るＡ種種類株式の数に、（ⅰ）Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額に110％を乗じて得られる額並びに（ⅱ）Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ａ種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、Ａ種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ただし、償還請求日において償還請求がなされたＡ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたＡ種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はＡ種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。	という。）が正の値であるときに限り、毎月１日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るＡ種種類株式の数に、（ⅰ）Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額に110％を乗じて得られる額並びに（ⅱ）Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ａ種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、Ａ種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ただし、償還請求日において償還請求がなされたＡ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたＡ種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はＡ種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

現　行　定　款	変　更　案
2．～3．　（省　略）	2．～3．（現行どおり）
⑦金銭を対価とする取得条項 当会社は、平成28年７月１日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、Ｂ種種類株式の発行済株式（当会社が有するものは除く。）が存しないときに限り、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、Ａ種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ａ種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式の数に、（ⅰ）Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額に110％を乗じて得られる額並びに（ⅱ）Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ａ種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、Ａ種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	⑦金銭を対価とする取得条項 当会社は、平成28年７月１日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、Ａ種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ａ種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式の数に、（ⅰ）Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額に110％を乗じて得られる額並びに（ⅱ）Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ａ種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、Ａ種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
⑧～⑩　（省　略）	⑧～⑩　（現行どおり）
⑪優先順位 １．Ａ種優先配当金、Ａ種累積未払配当金相当額、Ｂ種優先配当金（次条第２項第１号に定義される。）、Ｂ種累積未払配当金相当額（次条第２項第４号に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、Ｂ種累積未払配当金相当	⑪優先順位 １．Ａ種優先配当金、Ａ種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、Ａ種累積未払配当金相当額が第１順位、Ａ種優先配当金が第２順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第３順位とする。

現　行　定　款	変　更　案
額が第１順位、Ｂ種優先配当金が第２順位、Ａ種累積未払配当金相当額が第３順位、Ａ種優先配当金が第４順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第５順位とする。	
２．Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、Ｂ種種類株式に係る残余財産の分配を第１順位、Ａ種種類株式に係る残余財産の分配を第２順位、普通株式に係る残余財産の分配を第３順位とする。	２．Ａ種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、Ａ種種類株式に係る残余財産の分配を第１順位、普通株式に係る残余財産の分配を第２順位とする。
３．　（省　略）	３．　（現行どおり）
（Ｂ種種類株式） 第６条の３　（省　略）	（削　除）
第６条の４～第６条の５　（省　略）	第６条の３～第６条の４　（現行どおり）
（単元株式数） 第８条　当会社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式及びＣ種種類株式の単元株式数は、１株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、Ａ種種類株式及びＣ種種類株式の単元株式数は、１株とする。
（株主総会の議長） 第14条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。	（株主総会の議長） 第14条　株主総会の議長は、取締役社長又は取締役社長が予め指名した者がこれに当る。
②　（省　略）	②　（現行どおり）
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、20名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。
（新　設）	②当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任方法） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任方法） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
②～③　（省　略）	②～③　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第20条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第20条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

現　行　定　款	変　更　案
②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名及びその他の役付取締役を選定することができる。	②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名及びその他の役付取締役を選定することができる。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期（監査等委員である取締役を除く。）は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	③増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。	（取締役会の招集） 第22条　取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。
②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。	②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第23条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議方法等） 第23条　（省　略） ②当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。	（取締役会の決議方法等） 第24条　（現行どおり） ②当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役の報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定める。
第25条～第26条　（省　略）	第26条～第27条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	（削　除）
第27条～第35条　（省　略）	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集） 第28条　監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対して会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。 ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法） 第29条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会規則） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

現　行　定　款	変　更　案
第36条～第37条　（省　略）	第31条～第32条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第39条　（省　略）	第34条　（現行どおり）
（剰余金の配当） 第40条　当会社の剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。	（剰余金の配当等） 第35条　（現行どおり） ②前項の規定によるもののほか、当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に掲げる事項を決定することができる。 ③前項の規定による剰余金の配当の基準日は、次の各号のとおりとする。 １．毎年３月31日 ２．毎年９月30日 ３．当会社が別に定める日
第41条～第42条　（省　略）	第36条～第37条　（現行どおり） 附　則 （定款一部変更の効力発生日） 第６条（発行可能株式総数）及び第８条（単元株式数）の変更は、第６条におけるＢ種種類株式の発行可能種類株式総数の削除を除き、平成29年10月１日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。 （監査役の責任免除等に関する経過措置） 第123期定時株主総会の終結前の会社法第423条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条第１項及び第２項の定めるところによる。

第２号議案　株式併合の件

第１号議案が承認されることを条件として、当社普通株式の売買単位である単元株式数は、平成29年10月１日をもって、現在の1,000株から100株に変更されますが、中長期的な株式変動を勘案しつつ、普通株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、これと同時に、普通株式につき株式併合を実施いたしたいと存じます。また、Ｃ種種類株式は、普通株式につき併合を行う場合、Ｃ種種類株式についても同一の割合で併合することを内容としていることから（当社現行定款第６条の４第７項第１号）、普通株式と同様に株式併合を実施いたしたいと存じます。

なお、本議案は、本定時株主総会において本議案が承認可決されること、並びに普通株主様、Ａ種種類株主様及びＣ種種類株主様による各種類株主総会において同内容の議案がそれぞれ承認可決されることを効力発生の条件とし、平成29年10月１日をもって効力発生するものといたしたく存じます。

(1) 併合する株式の種類

普通株式及びＣ種種類株式

(2) 併合の方法及び割合

平成29年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された普通株主様及びＣ種種類株主様の所有株式数を基準に、それぞれ10株につき１株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、その所有株式数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成29年10月１日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

10億株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第２項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するとともに、現在の取締役９名の任期は満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は第１号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおり（※印は新任の取締役候補者）であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 戴（たい）　正（せい）　呉（ご） (昭和26年９月３日生)	昭和61年７月　鴻海精密工業股份有限公司入社 平成13年７月　同 董事代表人（平成29年４月退任） 平成21年７月　乙盛精密工業股份有限公司董事（平成29年３月退任） 平成24年７月　天鈺科技股份有限公司董事代表人（平成28年５月退任） 平成28年８月　当社代表取締役社長（現在に至る）	普通株式 0株
2	 野（の）　村（むら）　勝（かつ）　明（あき） (昭和32年２月７日生)	昭和56年４月　当社入社 平成21年10月　同 ＡＶシステム管理本部長 平成22年４月　同 執行役員経理本部長 平成22年６月　同 取締役兼執行役員経理本部長 平成23年10月　同 取締役兼常務執行役員経営戦略統轄兼経理本部長 平成24年４月　同 取締役兼執行役員大型液晶事業本部副本部長 平成24年６月　シャープディスプレイプロダクト株式会社（現：堺ディスプレイプロダクト株式会社）代表取締役会長（平成28年４月より取締役会長、平成28年６月退任） 平成28年４月　当社副社長執行役員経理・財務本部長 平成28年８月　同 代表取締役兼副社長兼管理統轄本部長（現在に至る）	普通株式 16,795株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 高山俊明（たかやま としあき） (昭和50年12月24日生)	平成12年５月　フォックスコン・ジャパン株式会社入社 平成17年６月　同 福岡事務所長 平成19年４月　同 代表取締役（平成28年９月退任） 平成22年７月　ピーケーエム株式会社代表取締役（平成28年９月退任） 平成25年１月　堺ディスプレイプロダクト株式会社 代表取締役副社長（平成28年８月退任） 平成28年８月　当社代表取締役兼ディスプレイデバイスカンパニー副社長（現在に至る）	普通株式 0株
4	 劉揚偉（りゅう やん うぇい） (昭和31年３月２日生)	昭和63年６月　Young Microsystem Corp.設立 平成７年５月　ITE Tech. Inc.設立 平成９年２月　ITEX Corp.設立 平成15年７月　Princeton Technology Corp.ゼネラルマネジャー 平成19年３月　鴻海精密工業股份有限公司スペシャルアシスタント 平成19年６月　富泰康電子研發（煙臺）有限公司董事長（現在に至る） 平成22年５月　鴻海精密工業股份有限公司Ｂサブグループ総経理（現在に至る） 平成26年５月　虹晶科技股份有限公司董事長（現在に至る） 平成27年４月　晶兆創新股份有限公司董事長（現在に至る） 平成28年８月　当社取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 富泰康電子研發（煙臺）有限公司　董事長 鴻海精密工業股份有限公司　Ｂサブグループ総経理 虹晶科技股份有限公司　董事長 晶兆創新股份有限公司　董事長	普通株式 0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	 ※ 西山博一（にしやま ひろかず） （昭和24年11月13日生）	昭和48年４月　ＮＨＫ（日本放送協会）入局 平成元年７月　同 放送総局・ＮＨＫエンタープライズ・アメリカ副社長 平成15年６月　同 編成局 技術担当局長 平成16年６月　同 技術局長 平成17年４月　同 理事 平成21年６月　株式会社ＮＨＫメディアテクノロジー 代表取締役社長 平成26年７月　株式会社東北新社 顧問（現在に至る） 平成26年７月　加賀電子株式会社 顧問（現在に至る）	普通株式 2,000株
6	 ※ 王建二（おう けんじ） （昭和46年４月12日生）	平成４年１月　Apple Computer / Taiwan Branch、Specialist 平成６年３月　IDC Taiwan、Research Manager 平成10年６月　Chi Mei Optoelectronics Corp.（奇美電子股份有限公司）、Sr.Strategy Manager 平成14年10月　DisplaySearch Taiwan、General Manager 平成16年８月　InfoVision Optoelectronics（IVO,昆山龍騰光電有限公司）/NVTech,Vice President 平成19年12月　Innolux Corp.（群創光電股份有限公司）、Sr.Director 平成24年２月　General Interface Solution（GIS）Holding Limited（業成控股股份有限公司）、Executive Vice President & Board Member 平成29年１月　堺ディスプレイプロダクト株式会社、取締役（現在に至る） General Interface Solution（GIS）Holding Limited（業成控股股份有限公司）、Board Member（現在に至る） （重要な兼職先の状況） 堺ディスプレイプロダクト株式会社、Board Member General Interface Solution（GIS）Holding Limited、Board Member	普通株式 0株

1．戴正呉氏は、当社の親会社である鴻海精密工業股份有限公司の董事代表人でありましたが、平成29年４月に退任いたしました。劉揚偉氏は、鴻海精密工業股份有限公司 Ｂサブグループ総経理であります。
2．当社は、劉揚偉氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、継続する予定です。また、当社は、西山博一氏及び王健二氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定があります。ただし、３氏が当社の業務執行取締役となったときは当該契約を締結せず、締結している場合は失効いたします。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案は第１号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおり（※印は新任の取締役候補者）であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 ※ 呂（ろ）　旭（しゅ）　東（とう） （昭和39年12月22日生）	平成２年６月　国瑞汽車股份有限公司 入社 平成14年８月　鴻海精密工業股份有限公司 入社 （平成22年11月退社） 平成19年８月　フォックスコン・ジャパン株式会社 取締役 平成22年12月　鴻準精密工業股份有限公司 経理責任者 （現在に至る） 平成26年１月　堺ディスプレイプロダクト株式会社 監査役 （平成27年12月退任） 平成29年１月　堺ディスプレイプロダクト株式会社 監査役 （再任、現在に至る） （重要な兼職の状況） 鴻準精密工業股份有限公司　経理責任者 堺ディスプレイプロダクト株式会社　監査役	普通株式 0株
2	 ※ 車（くるま）　谷（たに）　暢（のぶ）　昭（あき） （昭和32年12月23日生）	昭和55年４月　株式会社三井銀行 入行 平成18年４月　株式会社三井住友銀行 本店営業第三部長 平成19年４月　同 執行役員 経営企画部長 兼 株式会社三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ企画部長 平成22年１月　同 常務執行役員 経営企画部長 兼 株式会社三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ企画部長 平成24年６月　同 常務執行役員 監査部・資産監査部担当役員 兼 株式会社三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ取締役 平成25年４月　同 取締役専務執行役員 兼 株式会社三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ取締役 平成27年11月　同 取締役兼副頭取執行役員 兼 株式会社三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ副社長執行役員 平成29年５月　CVCｷｬﾋﾟﾀﾙ･ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ会長兼共同代表（現在に至る） （重要な兼職の状況） CVCキャピタル・パートナーズ会長兼共同代表	普通株式 0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 ※ 姫岩康雄（ひめいわやすお） （昭和28年11月５日生）	昭和58年８月　ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所（現ＫＰＭＧ）入所 平成２年８月　日本公認会計士登録 平成６年８月　ＫＰＭＧプロジェクトジャパン欧州担当ディレクター 平成８年１月　センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）社員 平成13年２月　新日本監査法人 代表社員 平成15年９月　あずさ監査法人 パートナー 平成21年７月　あずさ監査法人 大阪ＧＪＰ（グローバル ジャパニーズ プラクティス）室長 平成27年５月　有限責任 あずさ監査法人 全国社員会議長 平成28年６月　姫岩公認会計士事務所 所長（現在に至る） 平成28年６月　タカラバイオ株式会社 社外監査役（現在に至る） （重要な兼職の状況） タカラバイオ株式会社　社外監査役	普通株式 0株

1．呂旭東氏が監査役を務める堺ディスプレイプロダクト株式会社は、当社が同社の株式を20％以上保有しており、同社の当社に対する売上高は同社の売上高の１％以上を占めております。
2．呂旭東、車谷暢昭及び姫岩康雄の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
（社外取締役候補者に関する記載事項）
呂旭東候補者
同氏は、長年にわたり、経理業務に携わってきており、また、堺ディスプレイプロダクトにおいて監査役として監査を行ってきたこと等、当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏が経理責任者を務める鴻準精密工業股份有限公司は鴻海精密工業股份有限公司の関連会社でありますが、台湾証券取引所に上場する会社であり、当社との取引額も僅少であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
車谷暢昭候補者
同氏は、長年にわたり、株式会社三井住友銀行において経営に携わっており、企業金融部門や監査部門等を担当してきたこと等、当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、当社は、株式会社三井住友銀行から借入を行っておりますが、同氏は既に同銀行の役職を退任されており、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
姫岩康雄候補者
同氏は、長年にわたり、公認会計士としての業務に携わっており、豊富な経験と幅広い知識を有していること等当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、昨年６月まで当社の会計監査人であったあずさ監査法人に所属しておられましたが、その間、当社の業務に携わっておらず、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
3．当社は、呂旭東、車谷暢昭及び姫岩康雄の３氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

第５号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定の件

当社は、第１号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、事業年度当たり３億円以内といたしたいと存じます。ただし、取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたします。

また、当社は、平成28年６月23日開催の第122期定時株主総会において、会社業績に対する責任及びインセンティブの向上を目的として、ストックオプション制度を導入しておりましたが、これを継続することとし、上記金銭報酬とは別に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等として割り当てる新株予約権を1,500個以内といたしたいと存じます。ただし、新株予約権の額の合計は３億円以内といたしたいと存じます。この新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定することといたします。なお、新株予約権１個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものといたします。また、ストックオプションとしての新株予約権の内容につきましては、第７号議案に記載のとおりです。

なお、現在の取締役の員数は９名（うち社外取締役は２名）でありますが、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名となります。

第６号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額及び内容決定の件

当社は、第１号議案が承認可決されることにより監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、事業年度当たり6,000万円以内といたしたいと存じます。

また、第５号議案と同様に、会社業績に対する責任及びインセンティブの向上を目的として、ストックオプション制度を導入し、上記金銭報酬とは別に、監査等委員である取締役の報酬等として割り当てる新株予約権を300個以内といたしたいと存じます。ただし、新株予約権の額の合計は6,000万円以内といたしたいと存じます。この新株予約権の額の算定方法は、第５号議案と同様といたします。また、ストックオプションとしての新株予約権の内容につきましては、第７号議案に記載のとおりです。

なお、第１号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

第７号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役及び従業員（以下、「役職員」といいます。）に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することとし、その募集事項の決定を取締役会に委任することといたしたいと存じます。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の再生・成長に必要な人材を維持・獲得し、かつ、当社グループへの経営参加意識と業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなるべきストックオプション制度を導入することとし、当社グループの役職員に対する報酬の一つとしてストックオプションとしての新株予約権を発行するものです。

２．新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、60,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

60,000個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、前記２.(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権１個当たりの目的たる株式数についても同様の調整を行う。また、新株予約権の割当日は取締役会において定めるものとし、取締役会は当該上限の範囲において複数回に分けて新株予約権を割り当てることができる。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式１株当たりの金額(以下、「行使価額」といいます。)に、新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の終値（いずれも、当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。当該算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

割当日の２年後の応当日から７年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権が50個を超える場合は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

ⅰ）割当日からその２年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

ⅱ）割当日の２年後の応当日から割当日の３年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50％又は新株予約権50個のいずれか多い方の個数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に１未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

ⅲ）割当日の３年後の応当日から割当日の４年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の80％又は新株予約権50個のいずれか多い方の個数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に１未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

ⅳ）割当日の４年後の応当日から割当日の７年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

③ 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。

④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。

⑤ その他詳細・条件は、取締役会において決定するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じて得た額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

次のいずれかに該当する場合、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会）で承認された場合
② 新株予約権者が権利行使をする前に前記２.(7)に規定する条件に該当しなくなった場合
③ 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合

(10)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(11)組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記２.(2)及び(3)に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記２.(5)に準じて決定する。
⑤ 新株予約権の権利行使期間
前記２.(6)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記２.(6)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
前記２.(8)に準じて決定する。
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要する。
⑧ 新株予約権の行使条件及び取得事由等
前記２.(7)及び(9)に準じて決定する。

(12)新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　案　株式併合の件

第123期定時株主総会（以下、「定時株主総会」という。）において第１号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、当社普通株式の売買単位である単元株式数は、平成29年10月１日をもって、現在の1,000株から100株に変更されますが、中長期的な株式変動を勘案しつつ、普通株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、これと同時に、普通株式につき株式併合を実施いたしたいと存じます。また、Ｃ種種類株式は、普通株式につき併合を行う場合、Ｃ種種類株式についても同一の割合で併合することを内容としていることから（当社現行定款第６条の４第７項第１号）、普通株式と同様に株式併合を実施いたしたいと存じます。

なお、本議案は、定時株主総会において第２号議案「株主併合の件」が承認可決されること、並びに普通株主様、Ａ種種類株主様及びＣ種種類株主様による各種類株主総会において同内容の議案がそれぞれ承認可決されることを効力発生の条件とし、平成29年10月１日をもって効力発生するものといたしたく存じます。

(1) 併合する株式の種類

普通株式及びＣ種種類株式

(2) 併合の方法及び割合

平成29年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された普通株主様及びＣ種種類株主様の所有株式数を基準に、それぞれ10株につき１株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、その所有株式数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成29年10月１日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

10億株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第２項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、輸出や生産が持ち直し、雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復を続けました。また海外では、米国やユーロ圏で景気の回復が続く中、中国でも持ち直しの動きが見られるなど、引き続き回復基調での推移となりました。

当社グループでは、モバイル型ロボット電話「RoBoHoN」やプラズマクラスター空気清浄機「蚊取空清」、携帯できる洗浄機「超音波ウォッシャー」、ウォーターオーブン「ヘルシオ グリエ」、コードレスサイクロン掃除機「RACTVE Air」など、独自商品・特長デバイスの創出と販売強化に努めました。さらに、液晶材料の研究で培った技術をベースに開発した蓄冷材料を活用し、社内ベンチャー「テキオンラボ」で保冷バッグを開発するなど、新たな取り組みも進めました。また、今後の海外での事業拡大に向け、中国やASEAN向けの家電製品の開発強化を目的として、中国・深圳に家電製品の研究・開発センターを設立しました。

当連結会計年度の業績は、エネルギーソリューション、ディスプレイデバイスなどの売上が減少したことにより、売上高が２兆506億円（前年度比16.7％減）となりました。営業利益は、健康・環境システム、エネルギーソリューション、ディスプレイデバイスなどが改善し、624億円（前年度1,619億円の営業損失）となりました。経常利益は250億円（前年度は1,924億円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は248億円（前年度は2,559億円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、鴻海精密工業股份有限公司他３社に対して、平成28年８月12日に第三者割当増資による株式の発行を行ったことから、親会社、筆頭株主及び主要株主の異動がありました。

また、配当金につきましては、当期純損失の計上となったことから、無配とさせていただきました。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申しあげます。

（セグメント別売上高）

部門	金額	構成比	前年度比	経過
IoT通信	1,647億円	8.0%	83.5%	携帯電話などの販売が減少
健康・環境システム	2,821	13.8	94.6	空調機器や冷蔵庫などの販売が減少
ビジネスソリューション	3,177	15.5	89.5	複合機の販売が減少
カメラモジュール	2,047	10.0	83.6	カメラモジュールの販売が減少
電子デバイス	2,089	10.2	85.3	センサモジュールの販売が減少
エネルギーソリューション	1,036	5.1	66.1	太陽電池の販売が減少
ディスプレイデバイス	8,420	41.1	77.5	テレビ用大型液晶や中国スマートフォン向け中小型液晶の販売が減少
合計	20,506	100.0	83.3	

（注）記載金額は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおり、億円未満を切り捨てて表示しております。
合計は、各セグメントの合計から調整値△734億円（△3.7％）を控除した金額です。

⑵　設備投資の状況

有機ＥＬディスプレイのパイロットラインなど、総額777億円の設備投資を行いました。

⑶　資金調達の状況

平成28年8月12日付の鴻海精密工業股份有限公司、Foxconn（Far East）Limited、Foxconn Technology Pte.Ltd.及びSIO International Holdings Limitedへの第三者割当による普通株式の発行並びに同日付の鴻海精密工業股份有限公司への第三者割当によるＣ種種類株式の発行により、総額3,888億円の資金調達を行いました。

また、運転資金の安定性を確保するため、平成28年4月に株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン5,100億円の契約を更改するとともに、同年8月に株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行との間でシンジケート・コミットメントライン3,000億円を設定しております。

⑷　対処すべき課題

当社は、鴻海精密工業股份有限公司等への第三者割当による新株発行を行い、新たな経営体制に移行し、前連結会計年度決算発表時に公表いたしました「早期黒字化に向けた３つの構造改革、①経営資源の最適化、②責任ある事業推進体制、③成果に報いる人事制度」の具体化に注力するとともに、新経営体制の発足に伴い、鴻海精密工業グループとのシナジーの発揮、重点事業への積極投資など、事業拡大に向けた取り組みへと軸足を移してまいりました。これにより、平成29年３月期下期には、親会社株主に帰属する当期純利益を黒字化いたしました。

当社は、引き続き構造改革による経営効率化を進めるとともに、成長軌道への転換を図ります。今後全社員一丸となって「家電メーカー」から「人に寄り添うＩｏＴ企業」へのトランスフォーメーションを推進、事業拡大に取り組みます。平成29年度は、①技術への積極投資、②グローバルでのブランド強化、③新規事業の加速、の３つのテーマに沿って、反転攻勢に向けた競争力強化を図ることによって、平成29年度通期における親会社株主に帰属する当期純利益の黒字化を目指してまいります。

なお、当社グループでは、当連結会計年度において、引き続き、親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら、上記のとおり新体制の下で取組みを進めていることに加え、第三者割当増資による総額3,888億円の資金調達により、連結及び単体の債務超過は解消されていることや、シンジケート・コミットメントラインの設定等によって、資金不足となるリスクを回避し、財務基盤の安定化を図っていることなどから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼年度	平成25年度 (第120期) (平成25年4月1日 ～平成26年3月31日)	平成26年度 (第121期) (平成26年4月1日 ～平成27年3月31日)	平成27年度 (第122期) (平成27年4月1日 ～平成28年3月31日)	平成28年度 (第123期) (平成28年4月1日 ～平成29年3月31日)
売上高 (百万円)	2,927,186	2,786,256	2,461,589	2,050,639
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	53,277	△96,526	△192,460	25,070
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	11,559	△222,347	△255,972	△24,877
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	8.09	△131.51	△154.64	△6.86
総資産 (百万円)	2,181,680	1,961,909	1,570,672	1,773,682
純資産 (百万円)	207,173	44,515	△31,211	307,801
1株当たり純資産額 (円)	115.43	17.84	△161.79	15.41

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分＼年度	平成25年度 (第120期) (平成25年4月1日 ～平成26年3月31日)	平成26年度 (第121期) (平成26年4月1日 ～平成27年3月31日)	平成27年度 (第122期) (平成27年4月1日 ～平成28年3月31日)	平成28年度 (第123期) (平成28年4月1日 ～平成29年3月31日)
売上高 (百万円)	2,039,924	2,157,508	1,925,431	1,577,301
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△11,280	△115,595	△171,141	34,922
当期純損失(△) (百万円)	△16,547	△203,064	△263,667	△18,279
1株当たり当期純損失(△) (円)	△11.58	△120.10	△159.19	△5.36
総資産 (百万円)	1,772,400	1,565,015	1,289,082	1,473,283
純資産 (百万円)	193,411	△5,980	△45,152	298,918
1株当たり純資産額 (円)	114.39	△3.53	△163.03	16.19

⑹ 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、セグメント別の主要製品は、次のとおりであります。

セグメント	主要製品
ＩｏＴ通信	携帯電話機、タブレット端末、電子辞書、電卓、ファクシミリ、電話機、ネットワーク制御ユニット等
健康・環境システム	冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿機、電気暖房機器、プラズマクラスターイオン発生機、理美容機器等
ビジネスソリューション	ＰＯＳシステム機器、電子レジスタ、業務プロジェクター、インフォメーションディスプレイ、デジタル複合機、各種オプション・消耗品、各種ソフトウェア、ＦＡ機器、洗浄機等
カメラモジュール	カメラモジュール、カメラモジュール製造設備等
電子デバイス	センサーモジュール、近接センサ、埃センサ、ＣＭＯＳ・ＣＣＤセンサ、半導体レーザ、車載カメラ等
エネルギーソリューション	太陽電池、蓄電池等
ディスプレイデバイス	液晶カラーテレビ、ブルーレイディスクレコーダー、ＩＧＺＯ液晶ディスプレイモジュール、ＣＧシリコン液晶ディスプレイモジュール、アモルファスシリコン液晶ディスプレイモジュール等

⑺ 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員の数	前年度末比増減
国内	18,313名	減 1,593名
海外	23,585	減 20
合計	41,898	減 1,613

②当社の従業員の状況

従業員の数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13,363名	減 1,181名	43.8歳	22.1年

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

①当社の営業所又は工場

本　　社	本社（堺市堺区）	
研究開発拠点	研究開発事業本部（奈良県天理市）	
主要工場	ＩＯＴ通信	広島工場（広島県東広島市）、奈良工場（奈良県大和郡山市）
	健康・環境システム	八尾工場（大阪府八尾市）
	ビジネスソリューション	奈良工場
	カメラモジュール	福山工場（広島県福山市）
	電子デバイス	福山工場、三原工場（広島県三原市）
	エネルギーソリューション	葛城工場（奈良県葛城市）、堺工場（堺市堺区）
	ディスプレイデバイス	亀山工場（三重県亀山市）、三重工場（三重県多気町）、栃木工場（栃木県矢板市）、天理工場（奈良県天理市）、堺工場

②重要な子会社の営業所又は工場

国　内	シャープエレクトロニクスマーケティング㈱（大阪府八尾市） シャープエネルギーソリューション㈱（大阪府八尾市） シャープエンジニアリング㈱（大阪府八尾市）、シャープビジネスソリューション㈱（千葉市美浜区）
海　外	シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション（アメリカ） シャープ・エレクトロニクス（ヨーロッパ）・リミテッド（イギリス） シャープ・アプライアンシズ（タイランド）リミテッド（タイ） 夏普弁公設備（常熟）有限公司（中国）、無錫夏普電子元器件有限公司（中国）、南京夏普電子有限公司（中国）

(9) 主要な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

借入先（国内）	借入金残高
株式会社みずほ銀行	224,840 百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	218,540
株式会社三井住友銀行	36,359
株式会社りそな銀行	26,418
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	16,418
日本生命保険相互会社	16,000
みずほ信託銀行株式会社	11,418
住友生命保険相互会社	10,000
第一生命保険株式会社	7,500
明治安田生命保険相互会社	6,500

借入先（海外）	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	16,837 百万円

（注）1．上記には、シンジケートローン契約に基づく借入を含んでおります。
　　2．海外には、外貨建ての借入を含んでおります。

⑽　重要な親会社及び子会社の状況（平成29年３月31日現在）

①親会社の状況

鴻海精密工業股份有限公司は、第三者割当による新株式の発行により、平成28年8月12日付で当社の親会社となっております。同社は当社の議決権を44.6%（うち間接出資18.4%）保有しているほか、同社の緊密な者又は同意している者が21.4%を保有しております。なお、同社が当社の親会社に該当するとの判断は、日本の法令・会計基準に照らし、当社が認識する事実に基づき判断したものです。日本以外の法令あるいは会計基準において、親会社に該当すると判断したものではありません。当社は、同社との間で同社への当社製品の供給等に関する取引があります。同社との取引等については、第三者との取引と同様に、市場価格や当社採算などを勘案して、当該取引等の必要性、合理性、取引条件の妥当性が認められると判断される場合に限り行うものとしております。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主　要　な　事　業　内　容
シャープエレクトロニクスマーケティング㈱	2,000 百万円	100.0 %	家電及び情報製品の販売
シャープエネルギーソリューション㈱	422	100.0	太陽光発電システムの販売及び空調・電気設備工事
シャープエンジニアリング㈱	389	100.0	家電製品のアフターサービス
シャープビジネスソリューション㈱	1,638	100.0	ソフトウェアの開発販売、情報製品の販売及びアフターサービス並びにサプライ等の販売
シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション	448,271 千米ﾄﾞﾙ	100.0	家電、情報製品及びデバイスの製造販売
シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)・リミテッド	80,469 千ﾕｰﾛ	100.0	情報製品及び太陽光発電システムの販売
シャープ・アプライアンシズ(タイランド) リミテッド	948,650 千ﾀｲﾊﾞｰﾂ	100.0	家電製品の製造販売
夏普弁公設備（常熟）有限公司	54,400 千米ﾄﾞﾙ	100.0	情報製品の製造販売
無錫夏普電子元器件有限公司	31,500 千米ﾄﾞﾙ	※ 80.0	デバイスの製造販売
南京夏普電子有限公司	100,580 千米ﾄﾞﾙ	※100.0	家電製品及びデバイスの製造販売

（注）※印は間接所有を含む比率であります。

⑾　その他

<欧州事業構造改革>

平成29年2月22日、Skytec Group LimitedからSKYTEC UMC LTD（以下、「SUMC社」といいます。）の株式の56.7%を取得し、SUMC社を当社の子会社といたしました。

<堺ディスプレイプロダクト株式会社（以下、「SDP社」といいます。）の持分譲渡>

平成28年12月28日、当社が保有するSDP社の株式の一部をSIO International Holdings Limitedに譲渡いたしました。

<シャープマニファクチャリングシステム株式会社（以下、「SMS社」といいます。）の吸収合併>

平成29年１月１日、当社を存続会社として、SMS社を吸収合併いたしました。

<株式併合>

平成29年５月12日、当社株式を10株につき１株とする株式併合を行うことを、平成29年６月20日開催予定の第123期定時株主総会に付議することを決定いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴ 株式数及び株主数

	発行可能株式総数	発行済株式の総数	株 主 数
普通株式	10,000,000,000 株	4,983,165,584 株	211,551 名
Ａ種種類株式	200,000 株	200,000 株	2 名
Ｂ種種類株式	25,000 株	－ 株	－ 名
Ｃ種種類株式	11,363,636 株	11,363,636 株	1 名

（注）普通株式の発行済株式の総数には、自己株式10,556,161株を含んでおります。

⑵ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
HON HAI PRECISION INDUSTRY CO.,LTD.	普通株式 1,300,000 千株 Ｃ種種類株式 11,363	26.31 %
FOXCONN (FAR EAST) LIMITED	普通株式 915,550	18.37
FOXCONN TECHNOLOGY PTE.LTD.	普通株式 646,400	12.97
SIO INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	普通株式 420,000	8.43
日本生命保険相互会社	普通株式 47,317	0.95
明治安田生命保険相互会社	普通株式 45,781	0.92
株式会社みずほ銀行	普通株式 41,910 Ａ種種類株式 100	0.84
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	普通株式 41,678 Ａ種種類株式 100	0.84
株式会社マキタ	普通株式 35,842	0.72
シャープ従業員持株会	普通株式 30,720	0.62

（注）１．持株比率は、各種類株式の発行済株式の総数の合計から自己株式を控除して算出しております。
２．上記Ａ種種類株式には議決権がありません。
また、Ｃ種種類株式を平成28年８月12日に発行しました。Ｃ種種類株式には議決権がありません。
３．株式会社みずほ銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が6,000千株あります。
４．上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度末日における新株予約権及び当事業年度中に交付した新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

⑵ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成29年４月21日に取締役及び従業員（合計48名）に対して新株予約権を合計811個交付いたしました。
（行使価額412円）

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

（※印は代表取締役）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	戴　正　呉	鴻海精密工業股份有限公司 董事代表人
※取締役	野村勝明	副社長兼管理統轄本部長
※取締役	高山俊明	ディスプレイデバイスカンパニー副社長
取締役	長谷川祥典	専務兼ＩｏＴ通信事業本部長
取締役	沖津雅浩	常務兼健康・環境システム事業本部長
取締役	劉　揚　偉	富泰康電子研發（煙臺）有限公司 董事長 鴻海精密工業股份有限公司 Ｂサブグループ総経理 虹晶科技股份有限公司 董事長 晶兆創新股份有限公司 董事長
取締役	中川威雄	ファインテック株式会社 代表取締役会長 ファナック株式会社 社外監査役 株式会社 ツガミ 社外取締役 オーエスジー株式会社 社外取締役（監査等委員）
社外取締役	中矢一也	
社外取締役	石田佳久	
常勤監査役	西尾裕次郎	
常勤監査役	藤井修造	
社外監査役	奥村萬壽雄	公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長 株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外取締役（監査等委員） 丸一鋼管株式会社 社外監査役
社外監査役	須田　徹	公認会計士・税理士 スリーフィールズ合同会社 代表社員 ダイユー・リックホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役のうち、中矢一也、石田佳久の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
２．監査役のうち、奥村萬壽雄、須田徹の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。
３．常勤監査役 西尾裕次郎氏は、当社において長年にわたり経理業務に携わってきており、また、監査役 須田徹氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と幅広い知識を有し、両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
４．当社は、取締役のうち、中矢一也、石田佳久の両氏及び監査役のうち、奥村萬壽雄、須田徹の両氏を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同証券取引所に対して届け出ております。
５．当社は、非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
６．平成28年８月12日をもって、代表取締役 髙橋興三氏は、鴻海精密工業グループへの第三者割当による新株発行に伴い、辞任により退任いたしました。
７．社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

⑵　社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

上記「⑴取締役及び監査役氏名等」の表の「担当及び重要な兼職の状況」の欄及び（注）７.に記載のとおりです。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	中　矢　一　也	平成28年6月23日の就任以降に開催された取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外取締役	石　田　佳　久	平成28年6月23日の就任以降に開催された取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外監査役	奥　村　萬壽雄	当事業年度に開催された取締役会には21回のうち19回に、また監査役会には17回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外監査役	須　田　　徹	当事業年度に開催された取締役会には21回のうち19回に、また監査役会には17回のすべてに出席し、必要に応じて公認会計士及び税理士としての専門的かつ独立的な見地により発言を行っております。

⑶　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　21名 202百万円、監査役　５名 64百万円

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．社外取締役７名及び社外監査役３名に対する報酬等の額は54百万円であり、上記金額に含んでおります。
３．上記には、平成28年６月23日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役12名（うち社外取締役５名）及び監査役１名（うち社外監査役１名）への当事業年度分の報酬等を含んでおります。

⑷　取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

取締役の報酬等は、株主総会の決議により金銭報酬の総額の上限を月額6,000万円としておりましたが、平成28年６月23日開催の第122期定時株主総会の決議により、取締役に対してストックオプションとして新株予約権（その額の合計は５億円以内）を付与するとともに、執行役員を兼務する取締役（業務執行を担当する取締役）及び社外取締役の金銭報酬の総額の上限を年額２億円（うち、社外取締役は年額4,000万円）とする変更がなされております。各取締役の報酬等の額については、業績や責任の大きさ等を斟酌して、金銭報酬につき取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会の決議により金銭報酬の総額の上限を月額650万円としております。各監査役の報酬等の額は、監査役の協議により決定しております。

5.　会計監査人に関する事項
6.　業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）
7.　会社の支配に関する基本方針

いずれもインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/pdf/17all_kaiji.pdf)

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,193,709**	**流動負債**	**801,637**
現金及び預金	482,117	支払手形及び買掛金	306,007
受取手形及び売掛金	375,564	電子記録債務	44,560
たな卸資産	217,892	短期借入金	113,534
その他	126,697	未払費用	139,523
貸倒引当金	△ 8,562	賞与引当金	21,137
固定資産	**579,936**	製品保証引当金	18,930
有形固定資産	**349,614**	販売促進引当金	15,913
建物及び構築物	625,139	事業構造改革引当金	4,069
機械装置及び運搬具	1,155,188	買付契約評価引当金	48,618
工具、器具及び備品	250,872	その他	89,342
土地	95,760	**固定負債**	**664,243**
建設仮勘定	18,434	社債	40,000
その他	50,901	長期借入金	490,333
減価償却累計額	△ 1,846,683	退職給付に係る負債	110,074
無形固定資産	**42,359**	その他	23,836
ソフトウェア	28,856	**負債合計**	**1,465,881**
その他	13,503	**純資産の部**	
投資その他の資産	**187,962**	**株主資本**	**419,292**
投資有価証券	151,270	資本金	5,000
退職給付に係る資産	299	資本剰余金	576,792
その他	38,940	利益剰余金	△ 148,597
貸倒引当金	△ 2,548	自己株式	△ 13,902
繰延資産	**36**	**その他の包括利益累計額**	**△ 125,138**
社債発行費	36	その他有価証券評価差額金	14,474
		繰延ヘッジ損益	39
		為替換算調整勘定	△ 44,355
		退職給付に係る調整累計額	△ 95,296
		非支配株主持分	**13,646**
		純資産合計	**307,801**
資産合計	**1,773,682**	**負債純資産合計**	**1,773,682**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		**2,050,639**
売上原価		1,666,784
売上総利益		**383,854**
販売費及び一般管理費		321,400
営業利益		**62,454**
営業外収益		**12,787**
受取利息及び配当金	2,246	
その他の営業外収益	10,541	
営業外費用		**50,171**
支払利息	6,394	
その他の営業外費用	43,776	
経常利益		**25,070**
特別利益		**13,901**
固定資産売却益	3,295	
投資有価証券売却益	3,215	
持分変動利益	1,112	
受取和解金	6,278	
特別損失		**39,559**
固定資産除売却損	4,390	
減損損失	34,668	
投資有価証券評価損	500	
税金等調整前当期純損失		**587**
法人税、住民税及び事業税		20,137
法人税等調整額		3,600
当期純損失		**24,325**
非支配株主に帰属する当期純利益		551
親会社株主に帰属する当期純損失		**24,877**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	500	222,457	△ 123,644	△ 13,899	85,414	11,634	△ 843
当期変動額							
新株の発行	194,405	194,405			388,811		
資本金から剰余金への振替	△189,905	189,905			－		
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 24,877		△ 24,877		
連結範囲の変動			△ 76		△ 76		
自己株式の取得				△ 29,978	△ 29,978		
自己株式の処分		△ 0		1	0		
自己株式の消却		△ 29,974		29,974	－		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						2,840	882
当期変動額合計	4,500	354,335	△ 24,954	△ 2	333,878	2,840	882
当期末残高	5,000	576,792	△148,597	△ 13,902	419,292	14,474	39

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△ 38,456	△100,799	△128,464	11,839	△ 31,211
当期変動額					
新株の発行					388,811
資本金から剰余金への振替					－
親会社株主に帰属する当期純損失					△ 24,877
連結範囲の変動					△ 76
自己株式の取得					△ 29,978
自己株式の処分					0
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 5,899	5,503	3,326	1,807	5,133
当期変動額合計	△ 5,899	5,503	3,326	1,807	339,012
当期末残高	△ 44,355	△ 95,296	△ 125,138	13,646	307,801

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**818,319**	**流動負債**	**628,924**
現金及び預金	364,589	支払手形	7,401
受取手形	3,742	電子記録債務	43,490
売掛金	276,641	買掛金	165,770
製品	40,433	短期借入金	85,000
仕掛品	18,985	リース債務	3,722
原材料及び貯蔵品	4,009	未払金	28,503
前渡金	37,466	未払費用	106,687
前払費用	821	未払法人税等	1,910
その他	73,485	繰延税金負債	66
貸倒引当金	△ 1,858	前受金	9,418
固定資産	**654,928**	預り金	45,885
有形固定資産	**284,560**	賞与引当金	13,500
建物	133,988	製品保証引当金	10,791
構築物	4,249	事業構造改革引当金	1,152
機械及び装置	26,245	買付契約評価引当金	48,618
車両運搬具	9	関係会社事業損失引当金	56,427
工具、器具及び備品	4,873	その他	577
土地	90,761	**固定負債**	**545,441**
リース資産	6,499	社債	40,000
建設仮勘定	17,933	長期借入金	488,993
無形固定資産	**24,945**	退職給付引当金	3,012
工業所有権	54	リース債務	5,854
施設利用権	13	繰延税金負債	7,534
ソフトウェア	24,877	その他	48
投資その他の資産	**345,422**	**負債合計**	**1,174,365**
投資有価証券	65,149	**純資産の部**	
関係会社株式	232,412	**株主資本**	**286,033**
関係会社出資金	39,808	**資本金**	**5,000**
長期前払費用	6,782	**資本剰余金**	**576,882**
その他	3,412	資本準備金	1,250
貸倒引当金	△ 2,142	その他資本剰余金	575,632
繰延資産	**36**	**利益剰余金**	**△ 281,947**
社債発行費	36	その他利益剰余金	△ 281,947
		固定資産圧縮積立金	4,157
		繰越利益剰余金	△ 286,105
		自己株式	**△ 13,902**
		評価・換算差額等	**12,884**
		その他有価証券評価差額金	13,094
		繰延ヘッジ損益	△ 209
		純資産合計	**298,918**
資産合計	**1,473,283**	**負債純資産合計**	**1,473,283**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		**1,577,301**
売上原価		1,389,896
売上総利益		**187,404**
販売費及び一般管理費		151,116
営業利益		**36,288**
営業外収益		**29,104**
受取利息及び配当金	18,395	
その他の営業外収益	10,708	
営業外費用		**30,469**
支払利息	6,736	
その他の営業外費用	23,732	
経常利益		**34,922**
特別利益		**4,450**
固定資産売却益	868	
投資有価証券売却益	1,429	
抱合せ株式消滅差益	451	
受取和解金	1,701	
特別損失		**57,164**
固定資産除売却損	4,128	
減損損失	33,701	
投資有価証券評価損	12	
関係会社株式評価損	418	
関係会社出資金評価損	107	
関係会社株式売却損	4,175	
関係会社事業損失引当金繰入額	14,620	
税引前当期純損失		**17,791**
法人税、住民税及び事業税		201
法人税等調整額		287
当期純損失		**18,279**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	500	125	222,421	222,546	2	4,252	△267,921	△263,667
当期変動額								
新株の発行	194,405	194,405		194,405				
資本金から剰余金への振替	△189,905		189,905	189,905				
準備金から剰余金への振替		△193,280	193,280	－				
特別償却準備金の取崩					△ 2		2	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 94	94	－
当期純損失							△ 18,279	△ 18,279
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 0	△ 0				
自己株式の消却			△ 29,974	△ 29,974				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	4,500	1,125	353,210	354,335	△ 2	△ 94	△ 18,183	△ 18,279
当期末残高	5,000	1,250	575,632	576,882	－	4,157	△286,105	△281,947

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 13,899	△ 54,519	10,396	△ 1,029	9,367	△ 45,152
当期変動額						
新株の発行		388,811				388,811
資本金から剰余金への振替		–				–
準備金から剰余金への振替		–				–
特別償却準備金の取崩		–				–
固定資産圧縮積立金の取崩		–				–
当期純損失		△ 18,279				△ 18,279
自己株式の取得	△ 29,978	△ 29,978				△ 29,978
自己株式の処分	1	0				0
自己株式の消却	29,974	–				–
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,698	819	3,517	3,517
当期変動額合計	△ 2	340,553	2,698	819	3,517	344,070
当期末残高	△ 13,902	286,033	13,094	△ 209	12,884	298,918

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

シャープ株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　友　田　和　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　上　眞　人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　河　瀬　博　幸　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シャープ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

シャープ株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　友　田　和　彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　上　眞　人　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　河　瀬　博　幸　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シャープ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会において審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針及び監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに､以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換に努め、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め又は重要な子会社に赴いて業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

シャープ株式会社　監査役会

常勤監査役　西　尾　裕次郎　㊞

常勤監査役　藤　井　修　造　㊞

監　査　役（社外監査役）　奥　村　萬壽雄　㊞

監　査　役（社外監査役）　須　田　　徹　㊞

以　上

メ　モ

会場ご案内図　※昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。

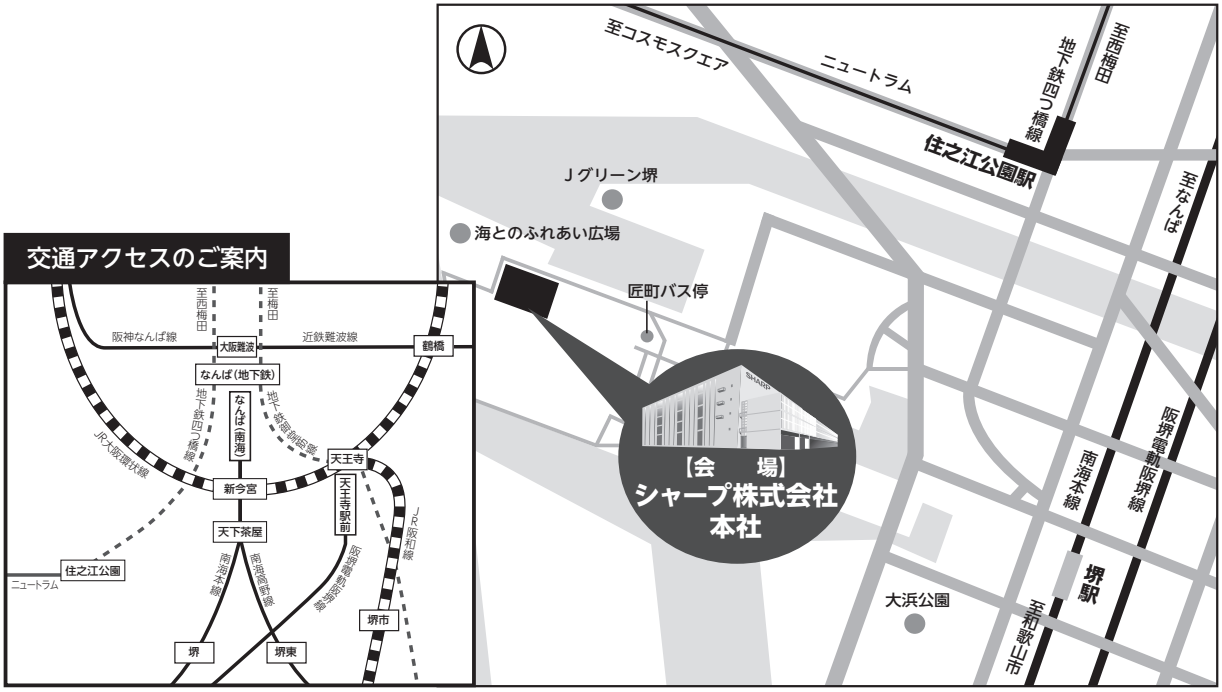

アクセス方法

会場には駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場は固くお断りいたします。下記のアクセス方法のいずれかでご来場ください。

① 株主様専用バスをご利用

南海本線 堺駅 ⇔ 会場

南海本線堺駅の西口から、株主様専用バスをご用意しております。会場まで直行いたしますので、どうぞご利用ください。乗り場や運行時間等詳細につきましては、裏表紙をご参照願います。
なお、お帰りの際も、会場から南海本線堺駅まで、株主様専用バスを運行いたします。

② 公共交通機関をご利用

○**地下鉄四つ橋線 住之江公園駅**３番出口
南海バス「住之江公園駅前」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車

○**南海本線 堺駅**
南海バス「堺駅西口」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車

○**南海高野線 堺東駅**
南海バス「堺東駅前」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車

○**ＪＲ阪和線 堺市駅**
南海バス「阪和堺市駅前」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車

株主様専用バスのご案内

■バス乗り場ご案内図

南海本線堺駅 西口より駅連絡通路（陸橋）で直結

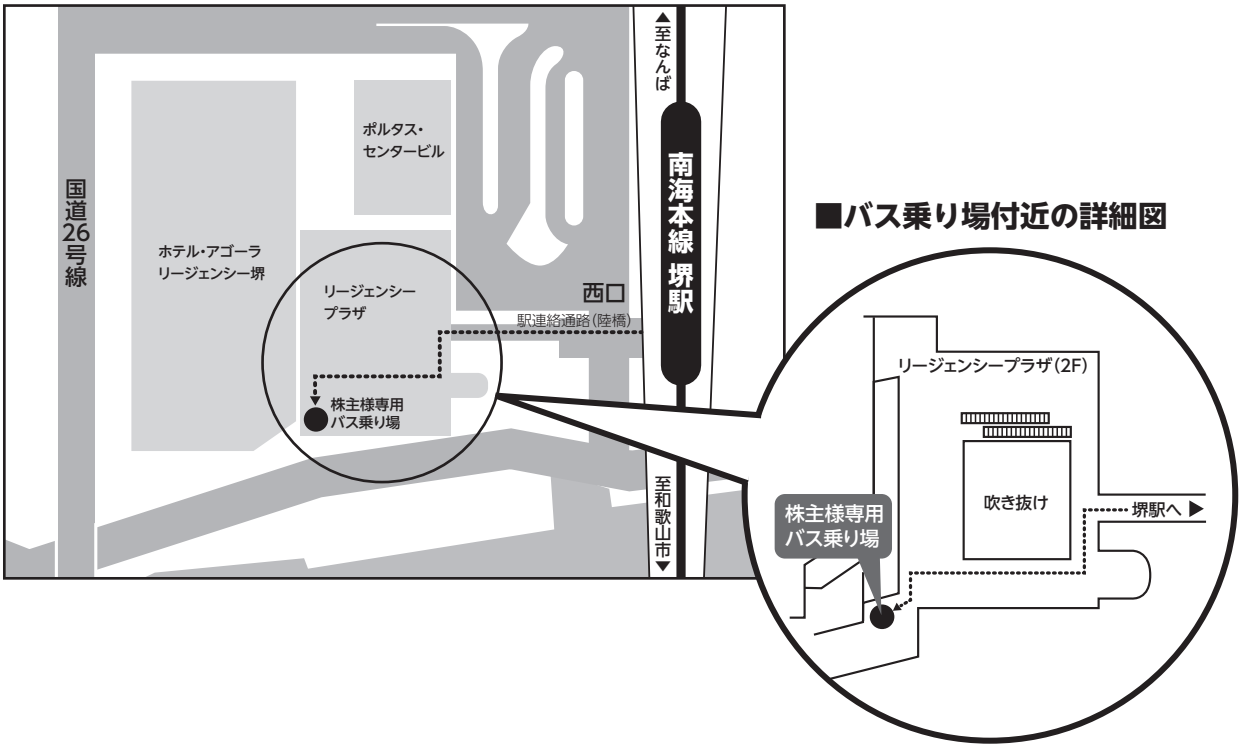

運行時間及び所要時間

運行時間	【株 主 総 会】午前８時30分～午前10時40分（8分～10分間隔） 【経営説明会】午後１時00分～午後 1 時40分（8分～10分間隔）
所要時間	約20分

※午前9時30分前後はバス乗り場が大変混雑しバスのご乗車をお待ちいただく場合があります。また、交通事情により会場までの所要時間が変動する可能性がありますので、お早目にご来場いただきますよう、お願い申しあげます。なお、交通事情に伴う会場への到着遅延により株主総会の開会に間に合わなかったといたしましても、当社は責任を負いかねますので、予めご了承のほどお願い申しあげます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。